

○鹿児島県情報公開条例施行規則

平成13年3月23日

規則第7号

改正	平成15年3月28日規則第29号	平成16年9月21日規則第66号
	平成17年3月22日規則第28号	平成18年3月17日規則第22号
	平成18年11月28日規則第105号	平成24年2月24日規則第4号
	平成28年3月29日規則第21号	令和元年6月28日規則第5号
	令和5年3月31日規則第21号	令和6年3月29日規則第14号

鹿児島県情報公開条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（別記第1号様式）とする。

(開示決定等の通知)

第3条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求めることができる開示の実施の方法
- (2) 開示（写し等の送付の方法による開示を除く。）を実施する日時及び場所
- (3) 開示の実施の方法の申出に関する事項

2 条例第11条第1項の書面は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書全部開示決定通知書（別記第2号様式）、開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書一部開示決定通知書（別記第3号様式）とする。

3 条例第11条第2項の書面は、公文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

(平15規則29・一部改正)

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第5条 条例第13条の書面は、開示決定等期限特例適用通知書（別記第6号様式）とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項の書面は、事案移送通知書（別記第7号様式）とする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第7条 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第3項の書面は、開示決定に係る通知書（別記第9号様式）とする。

(平15規則29・一部改正)

(電磁的記録の開示の実施方法)

第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取（以下「閲覧等」という。）

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

(令6規則14・全改)

(開示の実施等)

第9条 条例第16条第1項の規定による開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書の閲覧等をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧等の中止を命ずることができる。

4 公文書の写し又は複写したものの交付の部数は、一の開示請求につき1部とする。

(平15規則29・令6規則14・一部改正)

(開示の実施の方法の申出)

第10条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 写し等の交付を求める場合にあってはその方法

2 条例第16条第2項の規定による申出は、開示実施方法申出書（別記第10号様式）により行うものとする。

3 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されて

いるときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第16条第2項の規定による申出とみなす。

(平15規則29・一部改正)

(更なる開示の申出)

第11条 条例第16条第4項の規定による申出は、更なる開示申出書（別記第11号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、既に開示を受けた公文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めるにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用の額等)

第12条 条例第18条各項に規定する費用のうち、別表の左欄に掲げる公文書の種別について、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法により開示を受けたときの負担すべき費用の額（郵送料を除く。次項において同じ。）は、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

2 条例第18条各項に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該公文書の写し等の交付又は開示の実施に要する費用の額とする。

3 開示請求をする者が写し等の送付による公文書の開示を希望する場合においては、郵送料を納付しなければならない。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

4 前3項に規定する費用は、前納しなければならない。

5 条例第18条第2項の閲覧に準ずるものとして規則で定めるものは、第8条各号に規定する開示の実施の方法のうち、専用機器により再生又は映写したものの閲覧等及び用紙に出力したもののが閲覧とする。

(平15規則29・令6規則14・一部改正)

(審査会に諮問をした旨の通知)

第13条 条例第20条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(平28規則21・一部改正)

(運用状況の公表の方法)

第14条 条例第29条の規定による運用状況の公表は、鹿児島県公報に登載して行うものとする。

(平18規則105・一部改正、令6規則14・旧第15条繰上)

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか公文書の開示の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(令6規則14・旧第16条繰上)

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 鹿児島県公文書等開示審査会規則（昭和63年鹿児島県規則第54号）

(2) 知事が管理する公文書等の開示に関する規則（昭和63年鹿児島県規則第55号）

附 則（平成15年3月28日規則第29号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県情報公開条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年9月21日規則第66号）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別表第1及び鹿児島県個人情報保護条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月22日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月28日規則第105号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日規則第4号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別表第1の規定及び第2条の規定による改正後の鹿児島県個人情報保護条例施行規則別表の規定は、この規則の施

行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日規則第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鹿児島県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行前に行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年鹿児島県条例第47号)第5条の規定による改正前の鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)の規定によりされた同条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る不服申立てに係る諮問通知書の様式については、第13条の規定による改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別記第12号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日規則第5号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第14号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県情報公開条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表 (第12条関係)

(平15規則29・平16規則66・平24規則4・令元規則5・一部改正、令6規則14・旧

別表第1・一部改正)

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したも の（日本産業規格A列3番 （以下「A3判」という。） 以下のものに限る。）の交 付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

2 電磁的記録	用紙に出力したもの (A3 判以下のものに限る。) の 交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

注 両面印刷とするときは、片面を1枚として額を算定する。

別記第1号様式(第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

鹿児島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求に係る公文書の名称等 請求に係る公文書が特定できるように、公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。			
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。	
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付		

注1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

2 「開示の実施の方法」欄及び「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。その際は、後日、別途、開示実施方法申出書により申し出てください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備 考	

第2号様式(第3条関係)

公文書全部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等					
求めることができる開示の実施の方法					
開示を実施する日時及び場所	日 時	年	月	日	午前・午後 時 分
	場 所				
開示の実施の方法の申出に関する事項					
事務担当課	電話番号 () 内線				
備考					

- 注 1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

第3号様式(第3条関係)

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等					
求めることができる開示の実施の方法					
開示を実施する日時及び場所	日 時	年	月	日	午前・午後 時 分
開示しない部分及び開示しない理由					
開示の実施の方法の申出に関する事項					
事務担当課	電話番号	()	内線		
備考					

注 1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。

4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者はとなります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等			
開示しない理由			
事務担当課	電話番号	()	内線
備考			

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者はとなります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式(第4条関係)

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、鹿児島県情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等			
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長の理由			
事務担当課	電話番号 () 内線		
備考			

第6号様式(第5条関係)

開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日 まで開示請求のあった公文書の開示決定等については、鹿児島県情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る公文書の名称等			
60日以内に開示請求に係るすべての公文書について開示決定等を行うことができない理由			
相当の部分について開示決定等を行う期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日 まで		
事務担当課	電話番号 () 内線		
備考			

第7号様式(第6条関係)

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書の開示については、次のとおり事案を移送したので、鹿児島県情報公開条例第14条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等			
移送をした実施機関及び事務担当課	電話番号	()	内線
移送を受けた実施機関及び事務担当課	電話番号	()	内線
移送年月日	年	月	日
移送の理由			
備考			

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第8号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

鹿児島県では、県が保有する公文書の公開に関し鹿児島県情報公開条例を定めています。

今回、あなた(貴)に関する情報が記録されている公文書について開示請求がありましたので、同条例第15条第1項(第2項)の規定により通知します。

については、この公文書を開示することについて、意見がありましたら、公文書の開示に関する意見書(別紙)に記入して提出してください。

公文書の名称等	
開示請求の年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
条例第15条第2項に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	<ul style="list-style-type: none">・適用区分 第1号・第2号該当・適用する理由
あなた(貴 <input type="text"/>)に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで
意見書の提出先	
備考	

注 上記提出期限までに公文書の開示に関する意見書の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

鹿児島県情報公開条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条第2項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付けで通知があつたことについての意見は、次のとおりです。

公 文 書 の 名 称 等	
開 示 に つ い て の 意 見	<p>1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 理由</p>

注 「開示についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」及び「(2) 理由」も記入してください。

第9号様式(第7条関係)

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付け 第 号で通知したあなた(貴)に関する情報が記録された公文書については、次のとおり開示(一部を開示)することとしたので、鹿児島県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称等			
開示(一部を開示)することとしたあなた(貴)に関する情報の内容			
開示の理由			
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
事務担当課	電話番号 () 内線		
備考			

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までにに対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた(貴)に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者はとなります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第10号様式(第10条関係)

開示実施方法申出書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔 法人その他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

開示の実施の方法について、鹿児島県情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号	
事務担当課		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
	電磁的記録	
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	
備考		

注1 公文書開示請求書を提出した際に、「開示の実施方法」欄又は「写し等の交付の方法」欄を記載されなかった場合に、この申出書を提出してください。

2 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

3 公文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

第11号様式(第11条関係)

更なる開示申出書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔 法人その他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

開示を受けた公文書について更に開示を受けたいので、鹿児島県情報公開条例第16条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出に係る開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号		
事務担当課			
公文書の一部について開示の実施を求める場合は、当該開示を求める部分			
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。		
備考	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付		

注1 公文書の開示を受けた者が更に開示を受けたい場合に、この申出書を提出してください。

2 のある欄は、該当するに印を付けてください。

3 公文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

第12号様式(第13条関係)

諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、鹿児島県情報公開条例第20条第2項の規定により通知します。

審査請求の対象になつた決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	